

4. 悪 臭

(1)概 況

悪臭は、人間の嗅覚が刺激されることにより不快感、嫌悪感等の苦情が発生し、公害として認識されるものであり、環境基本法で定められている7公害のうち、騒音、振動と並んで人の感覚に作用するものであるため、「感覚公害」と表現されることがあります。

悪臭防止法では、規制対象となる地域内の工場・事業所の事業活動に伴って発生する悪臭について、必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として制定されたもので、特定悪臭物質（現在、敷地境界22物質、排出口13物質、排水4物質）の排出濃度による規制（物質濃度規制）または人の嗅覚による臭気指数規制のいずれかを用いた規制基準を、市町村長の意見を聴取した上で都道府県知事が定めることとされています。

本市は、平成4年1月に都市計画法の用途地域が規制地域に指定され、以後用途地域の拡大とともに規制地域も拡大されています。

現在は、千葉県では一部の市を除き、規制方法として物質濃度規制が採用されていますが、環境省が臭気指数規制を採用するための周辺条件を整備したことに伴い、東京都を初めとして規制基準を物質濃度規制から臭気指数規制に変更する動きが徐々に始まっており、今後は県内でも臭気指数による規制が進むことが考えられます。

(2)悪臭の現況と対策

令和元年度の悪臭苦情は11件であり、内訳は排水路の悪臭が5件、家庭からの悪臭が1件、工場・企業が発生源の悪臭が2件、その他による悪臭が2件、発生源が不明であるものが1件でした。

近年の悪臭の苦情は、工場・事業所の事業活動によるもの以外のトイレ、台所、排水路など、家庭生活に起因するものや、多様な発生源から狭い範囲で発生する悪臭苦情が多くを占めるようになり、本市でもその傾向を示しています。

また、一過性のため現地調査を行った時点ですでに臭いが消えてしまっている場合もあり、発生源の特定ができないケースも多くみられます。

悪臭として寄せられる苦情には、次のような特徴があります。

- ・臭いの感知、感じ方について個人差が大きい。
- ・臭いの成分が単一でないことが多い。

このため、物質濃度規制では十分な効果をあげられないことが多くみられます。

そのため、悪臭防止法が平成7年に改正され、人の嗅覚を使う方法である臭気指数規

制を行うことが可能となり、平成8年4月から施行されました。

臭気指数規制を導入することにより、それまで言われていた感覚と規制値との不一致を解消することが期待されますが、発生源の特定や、規制対象とすべきかどうかの判断が難しい場合があること（現在、ある臭いが、悪臭かそうでないかの客観的な基準がない）や、物質濃度規制との併用ができないことから、どちらの規制方法を採用することがよいかは県及び市町村によって状況が異なることが考えられます。

県内では、一部の市を除き、現在物質濃度規制を採用していますが、臭気指数規制を導入する意向のある市町村に対してヒアリングを実施し、臭気指数規制導入に向けた動きが出ています。

また、東京湾沿岸の広域的な異臭問題については、沿岸の10市及び千葉県や海上保安庁等の関係機関と「東京湾広域異臭発生時の対応要領」に基づき、発生時の連絡体制を定めるとともに測定体制を整備し、原因の究明を行っています。